

令和2年3月定例会報告

新型コロナウイルスの影響が計り知れない状況下で、宇部市民の皆様には一人一人の感染予防の励行で、事態が悪化しないようお互い気を付けていきましょう。

今回の議会は、代表質問や予算審議など令和2年度に向けた大切な議会でした。今回の議会の内容を下記のとおりまとめましたので、参考にしてください。

◎ 代表質問

3月議会においては、各会派による代表質問が行われます。令心会は、山下節子議員が代表質問をいたしました。私がお願いした質問は以下のとおりです。

- 1 宇部市公共施設等総合管理計画について
- 2 第四次宇部市総合計画後期実行計画の重点プロジェクトの進捗と検証について

1の宇部市公共施設等総合管理計画は平成28年3月に策定され、個別施設計画を順次策定することになってはいますが、現在、統一的に取り扱う専門組織がなく、施策と対応した総合管理計画を推進する組織が必要であるとの要望をしました。市としても今後検討するとの前向きな回答をいただきました。

2について、特にコンパクトシティについては、宇部市立地適正化計画を2019年7月1日に施行されていますが、居住誘導区域外で住宅等を対象とする一定の開発行為・建築等行為について、原則として、市長に届け出を行う必要があります。また、市長は開発規模の縮小や居住誘導区域への立地を勧告することができるのですが、今までの状況を聞いたところ、勧告は行っておらず、開発行為が進んでいる状況です。適切な方法をとっていかないとコンパクトシティにはならず、今後、知恵を絞っていかなくてはならないと考えています。

また、ガーデンシティ推進プロジェクトについては、花卉栽培の促進等の産業振興に繋げるとのことがあります。市内のバラを見てみると県外の業者のものが多く見受けられます。今後、市内の業者の花卉栽培を促進していくとのこと。今後、期待をしていきます。

地域エネルギー・バイオマス産業都市推進プロジェクトについては、資源循環型社会の形成は必要なものと認識しており、我が令心会と清志会で香川県三豊市のトンネルコンポスト方式による生ごみやおむつの処理事業を視察してきました。今後、宇部市は、ごみ焼却に要する多大な経費問題があります。この方式を進めて行けば、ごみ焼却炉問題を少しでも改善の方向に持っていけるの

ではないかとの感触を持っています。検討すべきであると要望し、前向きに検討されるという回答を得ました。

◎ 文教民生委員会

○ 議案第104号 宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件

昨年（令和元年）の12月議会で継続審議になった議案第104号 宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件については、廃案になりました。

この議案は、ふれあいセンターの利用促進を図ることを目的として、民間団体による管理が可能となるように、指定管理に関する規定を整備するものですが、私が所属している文教民生委員会で協議をしました。先進地（仙台市、広島市、高松市、金沢市）を調査しました。私は、仙台市について調査し、下記の参考のとおりまとめていますが、宇部市の案については、実施を希望する地域から実施をしていき、全市に広げたいとのことでしたが、具体的に指定管理料なども決定しておらず、地域雇用の人と嘱託職員の人を業務を統合するかとの質問に対し、今までどおり事務を進め、管理業務のみ指定管理をするということでした。私としては、決して反対ではなく、地元の人々が工夫できる指定管理制度には基本的に賛成の立場ですが、次の理由で反対をしました。

（反対理由）そもそも段階的に指定管理をしようとする理由、指定管理をするメリット・デメリットやデメリットの解消方法、また民間団体による管理の範囲や指定管理料の算出の方法、先進地が行っているやり方の比較考量など、宇部市が指定管理していく最善な方法の検討があまりにもなされておらず、持続可能な社会づくりを目指す宇部市の案としては、採択できる案になっていないと考えています。したがって、いったん廃案とし、今後、十分研究・検討したのちに再度提案されることを要望し、議案第104号 宇部市ふれあいセンター条例中一部改正することに反対をいたします。

（参考）

仙台市市民センター指定管理者制度 芥川作成（R2.2.10）

0)

1 市民センターの設置目的

市民センターは市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき設置されている。

2 市民センターの運営方針

市民センターは、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団が仙台市から指定管

理者として指定を受けて管理を行っています。

- ・ 管理者として指定を受けている期間
平成30年4月1日から平成35年（令和5年）3月31日
- ・ 市民センターの運営方針
 1. 市民の皆様や地域の方誰もが安全・安心に利用できる運営を行います。
 2. 学びを通じて、主体的に考え行動する人づくりと、学びを活かした活動を地域づくりへつなぐ支援を行います。
 3. 地域づくりの拠点として、各種団体等と連携協力を推進します。
 4. 市民の皆様や地域の方の知恵や持てる力を活かし、地域に開かれた管理運営を行います。
 5. 60館が一体となった安定的かつ効率的な運営管理を行います。
 6. 社会教育施設、公の施設に携わる職員としての専門性及び資質向上に努めます。

3 経緯

- ・平成3年（1991年）1月25日 ひと・まち交流財団設置
- ・平成13年 市民センター生涯学習支援事業受託
- ・平成16年4月 市民センター指定管理受託
- ・平成23年4月 公益財団へ移行 現在、非公募により令和5年3月末まで指定管理を受託。職員数約1000人、毎年20人前後採用。

4 その他

- ・宇部市の地域雇用職員が実施している業務も一括行っている。
- ・修繕については、協定書中のリスク分担表で、金額の上限を定めて指定管理者の負担で行い、上限以上の金額については仙台市負担で行っている例が多い。
- ・市内全60館を一体管理することにより、事業実施スキル等の共有、スケールを活かした施設管理費の削減、災害時等の柔軟な人員配置を可能とし、安定的かつ効率的な運営管理を行ってきた。
- ・法令違反行為の防止、コンプライアンスを遵守した運営管理が見込まれる。
- ・市の教育局生涯学習支援センターと同室で勤務しており、密な関係性を有している。

○ 議案33号宇部市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例中一部改正の件
この議案は、本市のごみの減量を一層推進し、持続可能なまちづくりを進めるため、家庭系可燃ごみについて、ごみ排出者に受益者負担として、ごみ処理手数料を新たに徴収するとともに、ごみ処理施設における処理手数料の額の見直しを行うものです。採決の結果、継続審査になりました。

定期的に収集する家庭系ごみについての議論の内容は、

- ・ごみ手数料の徴収根拠や金額
- ・有料化することでのごみ減量効果
- ・現在使用しているごみ袋との交換方法
- ・市民への説明不足
- ・実施までの周知期間や実施開始時期
- ・手数料の減免対象とその範囲の条例での規定の必要性
- ・新たに徴収する手数料に基づく基金の創設とそれを原資とする資源化・減量化を推進するための施策の明確化

などであり、多くの質疑がありました。

この案件は、全市民に関係することであり、より時間をかけて議論する必要があるということで賛成多数により、閉会中の継続審査の申し出を行うということに賛成をしました。

○ 議案第43号宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件

これは、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、宇部市旧宇部銀行館の指定管理者を指定する議案です。

令和2年1月24日の宇部日報の記事にあるように、入居のカフェが休店という記事が出ました。休店の看板に宇部市役所の都合により2月1日から当分の間、休店しますとの内容ですが、市としては、訂正の申し入れをしたということですが、その後変更された形跡がなく、理由は定かにはされませんでした。

市のモニタリングも行われておらず、今回の選定手続きは適切ではないとの判断から反対をしましたが、賛成者多数で可決されました。

◎ 予算決算委員会

令和2年度の予算の総括質問をしました。内容は、職員数と事業のスクラップアンドビルドについてです。令和元年度と比べ、正規職員が前年度より16人の増ですが、臨時的任用職員と嘱託職員で66人の減になっており、令和2年度の事業を進めるうえでの影響について聞きましたが、事務の委託化や19事業を廃止したことで対応をしているとのことであった。

今後、新型コロナウイルスの対応などいろんなことが考えられるが、本市にとって何が一番重要なことであるか、この機に考え直すことも重要ではないか、例えば、イベントの実施やインバウンドを狙った観光戦略など原点に立ち返ってみるのも必要なことであると述べました。